

決 定 要 旨

被 審 人 (本 店) 東京都港区芝2丁目7番17号
(商 号) 株式会社ストリーム

上記被審人に対する平成24年度(判)第27号金融商品取引法(以下「法」という。)違反審判事件について、法185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金600万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成25年1月22日

2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年11月21日

金融庁長官事務代理 森本 学

(別紙)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実
法178条1項4号に該当

被審人は、東京都港区芝二丁目7番17号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成19年 10月30日	第9期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書	平成19年2月1日 ～平成19年7月31日 の中間連結会計期間	中間連結 損益計算書	連結経常損益が▲8百万円であるところを192百万円と記載 連結中間純損益が▲85百万円であるところを114百万円と記載	・売上原価の過少計上
2	平成20年 4月30日	第9期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成19年2月1日 ～平成20年1月31日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が181百万円であるところを443百万円と記載 連結当期純損益が65百万円であるところを272百万円と記載	・売上原価の過少計上等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
3	平成 20 年 10 月 31 日	第 10 期事業年 度中間連結会 計期間に係る 半期報告書	平成 20 年 2 月 1 日 ～平成 20 年 7 月 31 日の中間連結会計 期間	中間連結 損益計算書	連結経常損益 が 73 百万円であ るところを 220 百万円と記 載 連結中間純損 益が▲1 百万 円であるところ を 129 百万 円と記載	・売上原価の過 少計上 等
4	平成 21 年 4 月 30 日	第 10 期事業年 度連結会計期 間に係る有価 証券報告書	平成 20 年 2 月 1 日 ～平成 21 年 1 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損 益が 74 百万円 であるところ を 143 百万円 と記載	・売上原価の過 少計上

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

2 法令の適用

1 の表に掲げる事実につき

番号 1

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）172 条の 2 第 2 項前段、24 条の 5 第 1 項

番号 2

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 1 項本文、24 条 1 項

番号 1 及び同 2 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに旧金融商品取引法 185 条の 7 第 2 項及び平成 20 年内閣府令第 79 号による改正前の金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（以下「旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令」という。）61 条の 2 を適用する。

番号 3

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 2 項前段、24 条の 5 第 1 項

番号 4

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 1 項本文、24 条 1 項

番号 3 及び同 4 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに旧金融商品取引法 185 条の 7 第 2 項及び旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 61 条の 2 を適用する。

3 課徴金の計算の基礎

1 の表に掲げる事実につき

番号 1 及び同 2

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 1 項及び 2 項の規定により、被審人の第 9 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（以下「第 9 期半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第 9 期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分

の3を乗じて得た額(252,492円)

が

② 3,000,000円

を超えないことから、

第9期半期報告書については、3,000,000円の2分の1に相当する額である1,500,000円

第9期有価証券報告書については、3,000,000円

となるが、第9期半期報告書及び第9期有価証券報告書が、いずれも第9期事業年度に係るものであることから、旧金融商品取引法185条の7第2項の規定により、3,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第9期半期報告書に係る課徴金の額は

$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000$ 円

第9期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000$ 円

となる。

番号3及び同4

旧金融商品取引法172条の2第1項及び第2項の規定により、被審人の第10期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書(以下「第10期半期報告書」という。)及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(以下「第10期有価証券報告書」という。)に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(89,578円)

が

② 3,000,000円

を超えないことから、

第10期半期報告書については、3,000,000円の2分の1に相当する額である1,500,000円

第10期有価証券報告書については、3,000,000円

となるが、第10期半期報告書及び第10期有価証券報告書が、いずれも第10期事業年度に係るものであることから、旧金融商品取引法185条の7第2項の規定により、3,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第10期半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000 \text{ 円}$$

第10期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

となる。